

事例3：介護衣（つなぎ服）

対象者の状況 ⇨ 88歳、女性 要介護度4、寝たきり度C2、認知症高齢者の日常生活自立度 a

身体拘束の状況

おむつはずしと弄便が原因で、入所前から長年介護衣（つなぎ服）を着用していた。施設に入所されたときにも、前の入所先から、つなぎ服でなければダメだとの申し送りがあった。

対応方法の検討

身体拘束廃止への意識が高まる中で、本当につなぎ服を着なければいけないのかと考えてみると、実はそれほど必要性がないのではないかと感じ、つなぎ服を止める取組みを行った。

つなぎ服でしばらく様子を観察していたが、皮膚疾患などもなく、オムツ交換の時のみ臀部を触っている様子であることがわかった。

長年、つなぎ服を使用してこられたため、つなぎ服しか持っておらず、御家族にも理解を得て、普通の衣類を準備していただき、つなぎ服の着用を中止した。

対 応

普通の衣服を着用した上で、排泄状況等について、日々の介護の記録の中から確認を行った。1週間ほど様子を見ていたが、それほどの弄便行為が見られなかった。

そのため、衣類の着せ方を、ズボン、下着、シャツと交互に入れることを職員が統一して徹底した。

衣類の着せ方などは簡単な工夫であるが、それを介護職員の誰もが確実にを行うように、毎日の申し送りやカンファレンスなどで徹底を図った。

経 過

衣服の着せ方の工夫により、オムツはずしも減少し、つなぎ服を廃止できた。

【着眼点（ポイント）】

すぐにでも取り組めるちょっとした工夫で拘束が廃止できた事例。

介護に当たる職員全員で、統一的な対応の徹底を図り、確実に対応できたことが成功につながっている。

